

企業統治の在り方についての最近における主な指摘

第1 各界各層からの主な指摘

○ 総論的事項について

1. 現行法制においては、適正な企業統治を実現するシステムが担保されていないとの指摘
2. 我が国上場会社等のコーポレート・ガバナンスについては、内外の投資者等から強い懸念が示されており、このことが、日本株全体に対する市場評価を低下させる大きな要因となっているとの指摘
3. コーポレート・ガバナンスのあるべき姿は、個々の企業の成り立ちや規模、業務の内容等により多様であって、一律に論じることには困難な面があるとの指摘

○ 社外取締役の監督機能等について

4. 業務執行に対する監督機能の強化等の観点から、取締役の一定数・一定割合を、(独立)社外取締役とすべきであるとの指摘
5. 委員会設置会社制度は、取締役会の監督機能の強化という観点から、内外の投資者等には一つの分かりやすいコーポレート・ガバナンスの枠組みであると考えられるが、上場会社のうち、委員会設置会社の形態をとる企業は少ないとの指摘
6. 社外取締役を中心とした取締役会の設置を上場会社等一般に求めることは、監査役会と重複を生じるとの指摘
7. 我が国の上場企業が満たすべきルールにおいて、形式的な社外取締役の導入を一律、画一的に押し付けることは、一般株主・一般投資家の立場から見て実質的に企業にとり最適な統治構造をつくりあげる上で、かえって妨げになる場合も想定されるとの指摘

○ 監査役の監査機能等について

8. 監査役監査を支えるに十分な人材・体制の確保が行われず、現実に、監査役制度に係る累次の見直しにもかかわらず、多くのケースにおいて、監査役監査は十分にその機能を果たしていないのではないかと指摘
9. 監査役監査は、原則として適法性の監査にとどまり、限界があると

の指摘

10. 業務執行者の任免の権限を持たない者が業務執行者の監督を行うという制度は、少なくとも大規模公開企業を念頭に置く限り、欠陥があるとの指摘
11. 監査役の財務・会計に関する専門的知見が不足しているケースがあるとの指摘
12. 米国・欧州の政府や内外の投資家にとって、監査役設置会社の仕組みが分かりにくいとの指摘
13. 現行の法制について改正を加えるよりも、むしろ、監査役が既に与えられている権能を十分に発揮することができるために、体制整備や社内連携の強化等一層の企業努力が必要ではないかとの指摘
14. 会計監査人の選任議案及び報酬の決定権を、監査役の権限とすべきであるとの指摘
15. 監査役に、会計監査人の選任議案や報酬の決定という業務執行権限を与えることとなれば、業務執行を行わないがゆえに経営陣から独立の存在であることに大きな価値がある監査役制度の趣旨に反し、監査役が会社の業務執行の一端を担うことにより、業務執行の意思決定の二元化をもたらしかねないとの指摘
16. 企業の不祥事や法令違反を抑止するために、監査役の一部を従業員代表から選任すべきであるとの指摘
17. 監査役は、特定のステークホルダーの意見を代表するものではなく、取締役に対する適法性監査を職務とする監査役の機能上、従業員代表を監査役とすることは適切ではないとの指摘

○ 社外取締役・社外監査役の独立性について

18. 一般株主の利益の保護のため、監査役とは異なり、取締役会における議決権を有する社外取締役が、会社と利害関係を有しない独立性を備えるべきであるとの指摘
19. 親会社や兄弟会社、大株主企業、主要取引先の出身者等を社外取締役・監査役に選任した場合、独立した立場からの監督という趣旨は十分に満たされない懸念があるとの指摘
20. 「社外性」の要件を「独立性」の要件に置き換え、親会社や取引先の役員・従業員等であるということだけで、対象から形式論で一切除外するとなると、当該企業の企業価値向上に多大な貢献が可能であり、かつ当該企業の内容について知識や経験を持つ関係者（取引先等）が排除されてしまうおそれがあり、かえって十分なガバナンス上の効果を発揮し

得ないのではないかと指摘

○ その他

21. 近年、資本市場においては、既存株主の株式の大幅な支配比率の希釈化や支配権の移動を伴うような大規模な第三者割当増資が行われる例等が頻繁に見られるが、企業の判断で株主の権利が大きく希釈化されることや、支配権の所在が経営陣自身によって恣意的に選択されることについては、コーポレート・ガバナンスの観点から、看過することができない重大な問題を孕んでいるとの指摘
22. 「会社のあり方」に対して、従業員の意見を反映する仕組みがないとの指摘

第2 国会の附帯決議

1 会社法案に対する附帯決議（抜粋）

(1) 平成17年5月17日衆議院法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

三 会社に対する取締役の責任を原則として過失責任に再編成することに伴い、会社財産の流出を防止し、株主や会社債権者を保護するという観点から、会社内部で適正なコーポレートガバナンスが確保されるよう、周知徹底に努めるとともに、今後の状況を見ながら、必要に応じ、会社に対する取締役の責任のあり方について見直しを行うこと。

九 株主代表訴訟の制度が、株主全体の利益の確保及び会社のコンプライアンスの維持に資するものであることにかんがみ、今回の見直しにより、この趣旨がより一層実効的に実現されるよう、制度の運用状況を注視し、必要があれば、当事者適格の見直しなど、更なる制度の改善について、検討を行うこと。

(2) 平成17年6月28日参議院法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

三 会社に対する取締役の責任を原則として過失責任に再編成することに伴い、会社財産の流出を防止し、株主や会社債権者を保護するという観点から、会社内部で適正なコーポレートガバナンスが確保されるよう、周知徹底に努めるとともに、今後の状況を見ながら、必要に応じ、会社に対する取締役の責任の在り方について見直しを行うこと。

八 株主代表訴訟の制度が、株主全体の利益の確保及び会社のコンプライアンスの維持に資するものであることにかんがみ、今回の見直しにより、この趣旨がより一層実効的に実現されるよう、制度の運用状況を注視し、必要があれば、当事者適格の見直しなど、更なる制度の改善について、検討を行うこと。

2 公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

(1) 平成19年6月8日衆議院財務金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 財務情報の適正性の確保のためには、企業のガバナンスが前提であり、監査役又は監査委員会の機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任決議案の決定権や監査報酬の決定権限を監査役に付与する措置についても、引き続き真剣な検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。

(2) 平成19年6月15日参議院財政金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 財務情報の適正性の確保のためには、企業内におけるガバナンスの充実・強化が不可欠であることにかんがみ、監査役等の専門性及び独立性を踏まえ、その機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任決議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。